

第55回
埼玉県男女共同参画審議会

令和2年2月3日（月）

埼玉県県民生活部男女共同参画課

○武田会長 まず議事として次第の3の(1)令和元年度男女共同参画に関する年次報告のア及びイについて事務局よりご説明をお願いします。

【事務局説明】

○武田会長 只今の事務局の説明について意見・質問等ございましたらお願い致します。

○村松委員 委員の村松です。資料の2の6の男女共同参画推進施設・配偶者暴力相談支援センターを設置している市町村数ですが、以前も申し上げたのですが、数の上ではもしかしたら多いのかもしれないですが、かなり地域格差があるということを私は問題視しております、具体的には東というのですか、久喜、幸手、杉戸、白岡、伊奈町、蓮田、宮代、は全く無くて、秩父の方の地域も無くて、例えばDVがあった時に避難するときに遠いところなどは普通行けないと思うので、数も大事なのですが、人口10万人以上が基準ということなのですが、地域格差ができるだけないようにしていただきたいというのが個人的な意見としてあります。ある地域の方は相談して避難できるけれど、ある地域の方は近くに無いから逃げられなかったということだと困るのではないかと思いますので、以上です。

○武田会長 ありがとうございます。なにかご説明ありますか。

○事務局 配偶者暴力相談支援センターの設置につきましては、男女共同参画課も基本計画の策定などの市町村支援などの場を借りまして、また、婦人相談センターと一緒に事例検討会議などで回ったりしているのですが、そういった時に人口10万人以上の市にだけ働きかけるということではなく、色々な町、村を含めて支援センターをやっていきませんか、と働きかけを万遍なくしているところです。ただ、市町村などの話を聞きますと、予算が難しいとか、人員がなかなか確保できないなどのご意見をいただいております。県でも、支援センターの設置に関するマニュアルなどを作成しているほか、設置上の疑問点などを寄せていただくように常々働きかけをしておりますので、今後もそのように推進していきたいと思っております。

○武田会長 この件に関連してはよろしいですか。

○加藤委員 加藤です。資料2の1、市町村の条例の制定が26年から31年で11.1%上がって良い数字だと思います。今現在できていない市町村におきましても、予算であったり人員の確保であったり、いろいろな問題があるとは思いますが、今後これから増えていく見通しとか、現在行っていない市町村の取組の状況、今後の見通しの部分を教えて頂きたい。それに付随しまして資料2の5です。審議会等の女性の登用率ですが、資料の2の1番の数字が上昇すれば、おのずと上昇すると読み取れます。日高市がこの項目において大変良い数字を出していることが、何らかの理由がヒントになると考えます。また日高市に関しては、逆に資料2の6になると、男女共同参画推進施設や配偶者暴力相談支援センターの設置がありません。無いにも関わらず女性の方が審議会等に積極的に参加されています。それは市としてとても女性が活躍した、しやすい、住みやすい市町村ではなかろうかと、資料から読み取れるところですが、その部分について何かご説明等があればお願い致します。

○事務局 毎年4月に市町村担当課長会議を行う中で、資料2の内容をお話ししており、市町村に対し、審議会等における女性委員の登用率が上がるよう努力をお願いしています。年々少しずつ市町村の女性委員の登用は増えているという状況です。

しかしながら、町村の方は、予算や人員が少ない状況の中で、条例の制定や審議会等への女性の登用率が低い状況にあります。特に女性の登用率が高いレベルの日高市を参考に、他の市町村が取り組んでいくよう県としても働きかけてまいりたいと考えています。

また、条例につきましては、主に市は策定が多くて、町は策定が少ない状況です。条例の制定がまだない市町村に対しては、計画の更新に合わせて、条例の制定ができないかと声をかけております。また、既に条例を制定している市町村のうち模範となる他の市町村の条例の内容等について、県の方で把握し、未制定の市町村に情報提供し、今後の条例制定に繋げていきたいと思っております。ここでやらないと増えないし、ひいては審議会等における女性の登用率も上がっていかない。条例制定ができれば、計画等の道標になり、それが核となるので、これについてはしっかりと市町村に働きかけてまいりたいと思っております。

○武田会長 条例の制定に関連することについては、良いでしょうか。

○加藤委員 資料2の6で、日高市は施設の設置がされておりましたが、日高市はこういった大きな問題はないという認識でよろしいのでしょうか。

○事務局 配偶者暴力相談支援センターがなくても日高市の場合、DVや婦人保護に関する相談の受付窓口が設置されておりますので、そちらで対応していると伺っています。

○加藤委員 他の市町村に比べて数が少ないところはいかがなのでしょうか。

○事務局 市町村別の相談件数の資料を持ってきていないのですが、特にこちらの方でデータの方をまとめた限りにおいては日高市が特段に多いとか少ないとかそういったことは私共は認識しておりません。

○加藤委員 わかりました。

○武田会長 では他の方、どうぞ。

○石崎委員 資料1の第二部の実施状況のところです。53ページのNo.289の事業名がセクシャルハラスメント防止対策の推進という事業についてです。関連事業実績の各種教養等の機会におけるハラスメント防止教養ということで、セクハラ被害が集中している若年女性職員等に対し、男性職員らの適切な接し方について、過去の事例に基づくロールプレイングを交えたセクシャルハラスメント防止教養を取り入れ、教養を実施した、という部分です。この部分を読んで、若手の女性職員達に対して男性職員からセクハラ被害に遭いやすいから、こういった接し方をすれば男性職員からのセクハラに遭わないようになります、そういう研修をやっている印象を受けたのですが、本来は逆なのではないでしょうか。このような視点で研修を若手の正職員達がやっていると、セクハラが起こって相談に行ったときに、でもそれはあなたに落ち度があったのではよということになってしまうのではないかと思いました。この防止研修をやっている警務課が担当課として、男女参画の視点からハラスメント防止の研修というか推進をしているようには思えなかったのですが、何かこれについてご存知のことがあれば教えていただきたいのですが。

○武田会長 何かご存知ですか。

○事務局 石崎委員から事前にメールでご意見をいただいておりますので、県警警務課に確認をいたしましたところ、若手の女性職員等へのロールプレイング研修というのが新規採用から三年目の女性職員とか警察学校で初等科を卒業する女性警察官ですとか、こういった方に対して研修を実施しているということです。

○石崎委員 警察の組織なのですか。

○事務局 警察の組織です。警察の職員に対して、人事や研修を行うような部署になります。先ほど申し上げた女性職員にはセクハラのようなことがあるかもしれないけれど、それに対して対応しなくもよいといった内容も含まれているようなのですが、女性の方だけに対してこのような研修を行うだけではなく、警部と幹部階級の候補生に対してセクハラ等のハラスメント研修を実施したり、各所属内、警察署などにも適宜セクハラなどのハラスメント研修をやっております。ですから若手の女性職員ばかりに何か悪い点があるようだとか、そういったことの観点からやっているというわけではないという回答でございました。

○武田会長 他にありますか。

○石崎委員 私は女子大の教員をやっているのですが、この文章を学生に言い換えると、女子学生に対して男性教員との適切な接し方についてという研修をやった、のような、大学ではむしろ教職員の側がハラスメントをしないために研修をやっていて、もちろん学生に対してもお互い加害者、被害者にならないためにリーフレットなどを配っているのですが、ちょっと何か、えっ、という印象を受けたので質問させていただきました。

○事務局 いただいたご意見につきましては、警務課にも伝えたいと思いますので、ありがとうございます。

○武田会長 ありがとうございます。他はどうでしょうか。

○村松委員 村松です。2点ございます。資料1の33ページに、ひとり親の支援の施策が95や97などあるのですが、先ほど副部長のあいさつにありましたが、母子世帯の方の半数が貧困ということで、私はこの点について根本的には養育費が払われていないという実情があると思っております、生活の困窮はわかりませんが、養育費をいただいている人は2割以下と言われているのですね。8割の人はもらっていない。実際、私は養育費の取り立てもしますがお金のない男性、特に若い方だと転職してしまうと勤め先がわからないとはっきり言って回収ができない。ずっと探偵を頼んで働き先を探すというのは難しいですし、私たちも無料でやっているわけではないので、弁護士業として5万円くらいいただいて養育費の取り立てをしているのですが勤務先を変えられたら終わり、という現状で、兵庫県の明石市は、行政が立替制度をするってということで、私、それはすごく合理的だなと思っております、勤め先を把握しているというのは行政だと思うのです。養育費を母子家庭のお母さんの自助で弁護士に頼む、自分でやらせるというのも限界が来ているなど思っていて、東京都でもそういう動きがあるのですが、埼玉県でも県が立て替えるとか、保証会社に委託してそちらで回収してもらおうという取組がもう必要な時期に来ているのではないかなと。養育費がきちっと支払われていない状況で、いくら母子家庭の就労支援とかそういった繋がり、意味がないことはないと思うのですが、少し根本的なところで養育費不払い天国の現状を変えるべきなのではないかなという意見がひとつです。

もう一点が、今回の資料1の第二部の資料の中で、多胎育児の支援がないと思っております、愛知県の豊田市で三つ子のお母さんの虐待の事例とかがありましたが、双子とか三つ子とか、これから不妊治療が増えてくれば増えるのですが、それに対しての支援というのが事業を見ても見当たらなかったもので、その二点について、現時点で答えられる範囲で教えていただければと思います。

○武田会長 ご説明いただけますか。

○事務局 養育費につきましては、先の審議会でも委員から質問が出ておまして、埼玉県でもそういった取組が必要ではないですか、という内容だったかと思えます。これについては、確か国の、委員がもしかしたらお詳しいかもしれないのですが、法務省などで、少しこのような事の研究が始まっているということを知っております。また、県でも特に関わる先としては、離婚される方はまずは市町村が窓口になるケースが多いので、例えば窓口のところで、離婚される場合には養育費についてきちんと

定めましょう、などという内容の周知を取組としてやってください、といった働きかけをしたり、市町村に対して、委員からお話があった明石市の取組などといった事例を提供するなどの支援をしている、と担当の部署からは聞いております。また今後、国でも研究していると聞いておりますので、そのような動向を見ながら県としても考えていくことになると思います。それが1番目の質問ですね。

あとは多胎児への支援、これは双子とか三つ子を妊娠したり、生まれたばかりのご家庭に対する支援ということでよろしいでしょうか。こちらにつきましては、基本的にまずは市町村でお子さんが生まれた場合に、乳幼児全戸訪問というのをやっております。市町村によって違うのですが、保健師などが、お母さんとお子さんの様子を伺うことで、各家庭を回って必要な育児の支援がないかなどの確認の場としても利用しております。そのような乳児全戸訪問の場を通じて必要な育児支援だったり、場合によっては養育支援につなげたりといった形で支援を行っております。またもう少し大きくなると、多子世帯向けの3人以上のお子さんがある家庭向けに、子育てサービスが利用できるクーポンなどを配布する事業を市町村の協力もと、県でも進めるなどの取組をしています。以上でございます。

○大崎委員 村松委員の質問に重複する形になりますが、ひとり親支援というところで、日本のひとり親世帯の9割がシングルマザーということになっておりまして、そうなりますと、資料1の33ページの98に児童扶養手当給付費とありますが、うちの広場に来ているシングルのお母さんで、ある程度稼いでしまうとこの扶養手当をもらえなくなってしまうということになった時、それを当てにしないほどに女性が正社員になって男性と同じ、シングルファーザーという方が1割いらっしゃいますが、その方と同等の給料が貰えた上での子育てをしているときに、この扶養手当を貰えれば助かるとおっしゃっていましたが、でもぎりぎりのところで、パートの給料プラス正社員になれないというところと、パートだとお金が足りないから掛け持ちをする、掛け持ちをしながらぎりぎりの扶養手当が貰える、ぎりぎりのお給料で抑えながらやっているというところをすごくつらい、とおっしゃる方がいます。なんの支援のための扶養手当なのだろう、私は働いてこれ以上稼いで子どもを育てたいけれどそれほどお金は貰えない、でもいろいろ手当がついてお金もらっているでしょ、給食費ただでしょ、そう言われたとしても、ひとりふたり育てているときには同じようにお金がかかると。じゃあ塾に行かせなくて良いのか、携帯持たせなければ良いのか、というところの悩みがすごくあるとおっしゃってございました。よく調べたらこれは基準になった

のが、かなり昔の生活のお給料基準に沿っての月額となっていたりするので、私も詳しくはないのであまり言えませんが、その不合理性はどうかと考えております。

また、多子、双子とか三つ子とか、実は熊谷市でも双子の交流会というのが平成30年度まではありました。そこがなくなってしまったために、双子を持つお母さんたちの集まる場所がなくなってしまった。ちょうど今月29日に双子ちゃんの会というのをやるのですが、隣の東松山市で20年くらい続けている実績があります。このようなところでの公的な支援というのは、繋がりや居場所の提供という形で動き出したところに、国の令和2年の予算概要の要求に載っていました。産前産後で育児等の負担の多い多胎妊婦やその家族を支援する相談支援や育児サポーターの派遣による支援を行うといったものが、児童虐待防止総合的な抜本的な強化という形で予算がついている、国からおそらく県に下りてきて市町村まで、という形になると思うと、まだまだそこまで下りてくるまでには時間がかかると思いますが、国や県がそのような意識をもっていることを、末端の私たち支援をする立場としては、それを広めていくことが必要なのではないかと考えております。ただ何ができるかということよりは、声を上げてもらう、自分たちで問題意識をもって何が必要なのだろうといったところの、交流の場を作りたいなと考えております。

○事務局 今の点につきまして回答は不要ですか。

○大崎委員 実は私が挙げている中の一つだったのですが、やはりそれは国が今決めた予算がついた段階で県が考えてどのような支援ができるか、予算が欲しいというのではなく、どのように計画して動きが始まるのかということが聞きたかったので挙げさせていただきました。

○事務局 令和2年度は確かに国の厚生労働省の予算に、国が1/2、市町村が1/2、といった支援に該当するようなメニューが要求として挙げられているという情報はあります。ただ、県は令和2年度の予算案の概要の発表が今月の半ばのため、この場で申し上げることができず、なおかつ2月議会に上程し、そこで審議となりますので、令和2年度の事業についてはこの場では申し上げられません。発表できる段階になりましたらホームページに掲載されると思いますので、そちらをご覧くださいいただければと思います。いずれにせよ、担当課でも多胎児に対する支援というのは十分必要

であって、今の事業の中でやれる部分は今もうやっておりますし、それ以外に必要なところについては市町村の意見を聞きながらやっていくと思いますのでよろしく願いいたします。

○武田会長 今のところ発言の無い方で、よろしいでしょうか。（特になし）

大崎委員、事前にいただいた中でもう1つくらい何かあればどうぞ。

○大崎委員 どうしてもこれは聞いておきたいということがございまして、資料1のP47の234、性に関する指導者普及推進事業がありますが、性教育の講演会が小学校や中学校で行われており、これに関して今主流になっているものが性感染症などの話が主流になっていますが、私は性的マイノリティ当事者のお話を聞く機会があり、お話を聞いた中で、小学校から高校生になるまでの間に周りに自分がLGBTだということを話したことがある、相談したことがある人というデータがあり、小学校から高校生までという性教育をする対象学年になりますが、その際に女子はその間に誰にも言わなかったが31%あり、男子は誰にも言わなかったが半分以上の53%あります。当事者の方がその悩みを抱えて学生から思春期を越えて成人になり、その方は女性で結婚されて出産をし、出産後にご自分でカミングアウトされて今に至っている方で、その割合が10人から13人に1人とと言われてました。小学校で1クラス30人だとしたら2人もしくは3人位そのような悩みを抱えている子供がいるといった現実を聞き、この性に関する指導のところは性感染症だけではなく、237にあります男女共同参画の理念や性別（ジェンダー）の視点に係る内容を指導し、特別支援学級では行われているようになっていますが、誰にも相談できず悩んでいる子供たちがいる現状に沿った性に関する指導者の育成をどのように考えているのか、ということを質問させていただきたいなと思います。

○事務局 教育局に確認いたしましたところ、資料1の42ページ、185番の事業学校における人権推進教育推進事業、そこで性的マイノリティについて管理職や人権教育担当者を対象とした研修会を実施し、情報提供や理解促進を図っております。県としましては、小中学校校長等人権教育研修会、高等学校等校長人権教育研修会、公立学校人権教育担当者研修会、などで周知を行う研修を実施しておりますので、こちらと合わせてご覧いただければと思います。よろしく願いいたします。

○武田会長 ありがとうございます。

○事務局 補足ですが、性的マイノリティの関係は県では人権推進課が対応しておりますが、知事が代わり、知事と公約等について具体化するための意見交換を教育委員会と一緒にした際、知事からLGBTの関係で、小学校の高学年、具体的には5年生ぐらいで、修学旅行に行かなくてはならない時、この自我が芽生えてきて何か人と感覚が違うなど一番悩む、子どもから大人に変わっていく段階で、本当にどう相談したらよいか良く分からない、大きくなってしまえば、まだ相談窓口は少ないですが、実際にいろいろ調べるつてもありますが、小学校の高学年から中学生前半くらいまでが一番悩んで、最悪の場合、命を絶つといった事例も聞いたことがあるので、その部分をしっかりやるように、という話があり、そのような指示を受けて、教育委員会からは来年度以降も取り組んでいきたいと聞いております。

○武田会長 私からチェックポイント5のことをお聞きしたいのですが、資料1のP59からP61で、県が新規事業にこのようなチェックをする、それから、計画に載っている主なる事業について案をチェックすることをやっている。これは本当に重要な取組だと思いますが、資料1の60ページで、平成30年度の主な事業269事業についてチェックをした結果の数字を、先ほどのご説明で軒並み上がったとうことで評価をしていると思うのですが、この269事業というのは、ここにあげている約300のもので重複を除いた全て、といった理解で良いのかが1つ、またもう1つは、上がって良かったということは、この取組は、最終的にどのような目標値までいこうと目指してやっているのか、百を目指してやるのでしょうか、というのが質問です。

○事務局 269事業とありますが、こちらは全部で343事業のうちの再掲を除いた事業が269ということですのですべてチェックをしたということです。

○武田会長 目標値というのがあるのでしょうか。

○事務局 目標値ですが、特に定めておりません。これは、できれば全ての事業においてチェックがなされて、本来はこのようなチェックポイント5などを設けなくて済むようになるのが一番良いと思っております。全ての事業においてチェックがなされ

るといことが、現在の目標ではあるのかなと思っており、明確には定めておりません。

○武田会長 新規事業については、担当課で、男女共同参画課で全てチェックをする体制、全庁的な制度になっているといった理解でよろしいでしょうか。

○事務局 今年度の新規事業については、やっております。他は全て担当課で、このチェックポイント5のチェックをお願いしますと周知しており、また男女共同参画推進員研修でも協力をお願いしています。全て担当課で事業の推進状況を回答する際に、併せて全ての事業のチェックをする、といった体制になっております。新規については、今回は平成30年度の事業の推進状況についての報告ですので、令和元年度の事業は今やっておりますから、来年度、推進状況の回答を依頼する際に、きちんと配慮できたかということを変更して見直していただき、報告するようになっております。

○武田会長 はい、わかりました。では、ここまでとしてよろしいでしょうか。非常に重要なポイントをいくつか指摘をいただきありがとうございました。それでは、議事を次に進めます。次第の3(2)埼玉県男女共同参画基本計画における一部指標に係る目標値の変更について、事務局よりご説明をお願いいたします。

【事務局説明】

○武田会長 基本計画における一部指標に係る目標値、基本目標Ⅳ、No.12の健康寿命の所を変更ということによろしいですか。何か今の説明について、質問とかご意見などがありましたら。変更になる、ということによろしいでしょうか。

では、特にご意見ご質問等がなければ、それでは次に、次第の3(3)その他ア「第54回(令和元年度第1回)埼玉県男女共同参画審議会資料2の修正について」事務局より説明をお願いいたします。

【事務局説明】

○武田会長 平成30年度の資料から直すということですか。過去のものまで遡って計算し直す、ということではなく。

○事務局 新しい教育長の制度になってからということになりますので、平成30年度からということになります。今は女性の教育長で、その方が就任した際に計上したのが平成30年3月31日ということになりますので、資料のとおり平成30年と平成31年の3月31日現在をそれぞれ修正します。

○武田会長 全国的な修正があったので、埼玉県でも修正をするということで、何かご質問ある方はいらっしゃいますか。よろしいでしょうか。それでは、続きまして、次第の3(3)その他イ、「令和元年度に作成した啓発リーフレット等について」、事務局より説明をお願いします。

【事務局説明】

○武田会長 ただいまの事務局の説明について、ご意見ご希望などありましたらお願いいたします。

○加藤委員 連絡方法について確認させていただきます。現在、若い世代を中心に無料通話を多く活用されています。参考にLINE電話等は通話について料金が発生しません。そのようなサービスを多用することで、お金を使わず電話をかける状況がとて多くなっております。そのような状況であれば、こちらの電話番号につきましては基本的に無料でかけることはできないのでしょうか。

○事務局 有料です。

○加藤委員 できれば無料でかけられるようなシステム構築を善処頂きたい。現代社会において、皆が電話回線で通話するより、LINE等のオンライン回線を利用し無料で通話や文書のやりとりをする時代となってきています。私共も操作方法に慣れればインターネット上にログが残るので、後々、スマホで確認すれば一部始終のやり取りを確認することができます。ソーシャルネットワークサービスというSNSを県民向けに活用することにより、今以上に若い世代から色々な相談事などが増えると思います。ご検討よろしく願いいたします。

○武田会長 では最後となりますが、他に何かございますか。よろしいでしょうか。ごいませんようでしたら、以上を持ちまして、本日の議事を終了いたします。みなさまのご協力により、円滑に進行することができました。ありがとうございました。それでは、進行を事務局にお返しいたします。